

**兵高教組**  
**調査情報**  
 2013年6月20日 15号

兵庫県高等学校教職員組合調査部  
 TEL : 078-341-6745  
 FAX : 078-351-3185  
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com  
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

# 期末勤勉手当 6月28日支給

## 期末手当1.225月、勤勉手当標準0.66月

6月28日(金)に夏期一時金が支給されます。支給月数は、1.9月。県行革カットが続いており、地域手当が一律2%削減されたままです。さらに職務加算率も「行革」措置により切り下げられています。

### 職場を壊す成績主義賃金の導入をやめよ

一般職員の6月勤勉手当0.675月のうち、0.015月は勤務評価による査定支給の原資になっており、勤務成績良好(標準)は  $0.675 - 0.015 = 0.660$  月となります。勤務成績優秀は約10%の加算となります。

2013年度 一時金支給月数

再任用以外	支給月	期末	勤勉	計	年間
	6月	1.225	0.675	1.90	3.95
	12月	1.375	0.675	2.05	

県教委は、2011年度「文科大臣表彰・県教育長表彰者」そして2012年度は高教組の反対にもかかわらず「その他、県教育長が特に功績のあったと認める者」を勤務成績優秀者にし、その対象を拡大しています。

勤勉手当支給割合

勤勉手当0.675月は、原資平均の月数です。	勤務成績良好(標準)	勤務成績優秀	勤務成績特に優秀
	0.660	0.725	0.789

高教組は、民間ですでに破綻が明らかになり、しかも職場の同僚性を破壊する成績主義賃金に強く反対します。(なお、勤務成績優秀適用者については分会長・本部にお問い合わせ下さい)

再任用	支給月	期末	勤勉	計	年間
	6月	0.65	0.325	0.975	2.10
	12月	0.80	0.325	1.125	

### 「空白の一日」による不利益は許せない

常勤講師は、前年度から事実上継続任用となっている場合でも、「空白の一日」によって6月1日(基準日)までの6ヶ月間は在職期間6ヶ月未満となり、期末手当が満額支給されません。(勤務期間5箇月以上6ヶ月未満で満額の80%支給) 高教組は、「空白の一日」によって常勤講師が被る不利益を解消するよう要求しています。

再任用職員の勤勉手当は標準のみで、支給月数は0.325月です。

### 6月一時金の支給額 (6月1日現在で在職期間6箇月の、再任用以外の職員の場合)

$$\text{期末手当} = \{ \text{給} + \text{扶} + \text{地扶} + (\text{給} + \text{地}) \times \text{職務加算率} \} \times 1.225$$

$$\text{勤勉手当} = \{ \text{給} + \text{地} + (\text{給} + \text{地}) \times \text{職務加算率} \} \times 0.660(\text{標準}) \quad \text{優秀は} \times 0.725$$

給：給料(調整額)      扶：扶養手当  
 地扶：扶養手当を算定基礎に含む地域手当...  $(\text{給} + \text{扶}) \times 8\% \cdot 5\% \cdot 3\%$   
 地：扶養手当を算定基礎に含まない地域手当...  $\text{給} \times 8\% \cdot 5\% \cdot 3\%$

職務加算率：  
 4% ... 教育職1級63号給以上・教育職2級55号給以上・行政職4～6級、技労職87号給以上  
 6% ... 教育職2級141号給以上・行政職7級 など  
 (臨時的任用職員を除く。職務加算率は、「行革」措置によって切り下げられています。また、職務加算率は経過措置中です。)